



「暮らしのかけ橋」利用に関するお願い（注意事項）

1. 依頼者さんと「一緒に」お手伝いをさせていただきます。

- 依頼者さんが一緒にできない場合は、お手伝い内容の中で、できることをしていただくようお願いいたします。かけはしさんに任せきりにしないでください。

2. お手伝い当日に、お手伝いの内容を変更しないでください。

- 初めに伺った内容のお手伝いを行う予定で準備をしておりますので、当日にお手伝い内容の変更はご遠慮ください。
- 別のお手伝い（困りごと）がある場合は、後日、改めてご相談ください。

3. 必要なものは、あらかじめ準備してください。

- ゴミ袋等、依頼内容で必要なものはあらかじめ依頼者さんが準備していただきますようお願いいたします。

4. 急な依頼は、対応できません。

- かけはしさんは職員ではありませんので、常時事務所にはいません。かけはしさんの都合や調整に時間がかかりますので、ご遠慮ください。

5. 「かけはしさん（協力者）」は、素人の方です。

- かけはしさんはプロではありません。不手際もあるかと思いますが、依頼者さんの支援としてお手伝いをしますので、ご理解ください。
- 仕事（作業）として求められる場合は、他の機関・サービス等へお繋ぎさせていただくことがあります。また、数日間続く「同じ依頼」に関しては、事業の趣旨とは異なることから、お手伝い回数を制限させていただくことがありますので、ご了承ください。

6. お礼は、やめてください。

- お茶程度ならお互いの楽しみとしてその場でいただくことはありますが、謝礼や物品等の提供はご遠慮ください。お互いが気兼ねなく済むように、利用料をいただいておりますので、ご理解ください。

（相談・連絡先） 宮津市社会福祉協議会 かけ橋事務局

（電話 22-1200）

